

一般研修：スペシャルニーズ部門

主要題目	臨床発達心理士に求められる資質・能力	資質・能力を高めるための研修要点	主要項目とキーワード
【人の発達の多様性についての理解】	「ヒト」の発達の特質について理解できる。とくに発達の「多様性」「自由度の高さ」と、それを実現している「人と関わり学ぶ力」「環境から学ぶ力」の支援や、取り巻く環境への介入について、総合的、包括的に捉えることができ、生態学的、包括的介入の必要性を理解できる。	<p>【「ヒト」の進化論的、生物学的特質】</p> <p>【発達のメカニズム、トランザクショナルモデル】</p> <p>【個体の発達と環境の影響】</p> <p>【個体に影響を与える環境の多層性】</p> <p>【「障害」「スペシャルニーズ」というものの理解(二項対立ではない見方)】</p>	進化論、大型靈長類と人の異同、神経心理学、「読む目、読まれる目」、直立二足歩行と脳の発達、ニューロダイバシティー 発達の交流型モデル、相互作用論、発達の最近接領域、パフォーマンスアプローチ EBP(APA:2006)、状況に埋め込まれた学習/正統的周辺参加 生態学的システム論 哲學的・生命倫理的な多様な見方があることの理解。「障害」や「スペシャルニーズ」自体が個と社会との関係で生じている事の理解。 ※「狭間」にあり光が当てられていないところに光を当てる。
【特別なニーズとそれに対する特別なケア】	「特別なニーズ」や「それに対する特別なケア」が認識されてきた経緯を理解し、その変化や現状における必要性、将来に向けての発展の可能性について認識し、現下の支援について計画と実行が出来る。 特に臨床発達心理士は対象者の発達支援を中心として実施することとし、他の必要な問題については他の専門家等との協働で解決することを目指すこととする。つまり、支援チームを構築し、守備範囲以外の事にむやみに関わることには禁欲的である事を理解する。 同時に、自らの専門領域が、マクロシステムとも密接に関係していることを理解し、社会全体のあり方と個やその周囲への支援との関連を意識する。	<p>【「スペシャルニーズ」や「インクルーシブ」概念の成立過程】</p> <p>【個々のニーズに対する個々のケアの必要性と、環境全体の改善】</p> <p>【社会全体の「変容」が「スペシャルニーズ」に変化をもたらすこと】</p> <p>【「その個人の発達」を支援すること】</p> <p>【「支援チーム」の構築とコーディネーション】</p> <p>【具体的な支援制度の理解】</p>	世界人権宣言、国際人権規約、日本国憲法、児童憲章、ウォーノック報告、サラマンカ宣言、分離教育/インテグレーション/インクルージョン/ダイバシティー、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」、ダイバーシティームーブメント、子どもの権利条約、障害者権利条約、女性差別撤廃条約、ICIDHからICFへ、人種差別撤廃条約、発展の権利宣言 基礎的環境整備、合理的配慮(リーズナブル アコモデーション)、個別の支援計画、「個別の支援計画」→「個別の教育支援計画」→「個別の支援計画」と遷移する問題点、個別の教育計画、ユニバーサルデザイン、「ユニバーサルデザインという名の画一化」の問題、障害理解教育 医学モデルと社会モデル、ヴィゴツキーの「一次的障害と二次的害」、「正常/異常」と「多数派/少数派」 誰にとっての支援か/支援の目的 特別支援教育専門研修 等
【障害別の特別なニーズ】	様々な「スペシャルニーズ」個々について、その「ニーズのありよう」を、実態把握(アクセスメント)し、そのニーズが生じるメカニズムと、解決の方向性を見極めることができ。その際、個人内の課題、問題と環境の課題、問題を意識して捉えることが出来る。 その上に立って、その「ニーズ」に合わせた「ケア」や発達支援、加えて環境への介入や支援者同士の協働、相互支援が出来る。 加えて、そのニーズ特有の課題と多くの課題の共通する課題を弁別し、その「ニーズ」の将来的な変化(変化しないところも含めて)や展望を踏まえた現在の支援ができる。	それぞれ、 ・発達的観点を重点として取り扱う ・対象者の発達ニーズの理解 ・的確な発達アセスメントを元にした対象者や取り巻く環境の理解 ・発達の支援計画の策定とその実施 ・発達支援を実行するための的確な技法の習得と必要に応じてリファー出来る知識 ・周囲の人々や環境への介入と支援 ・支援チームの構築 ・法的、行政的対応 ・社会的ステイグマへの対応 ・国際的な動向等の理解	(視覚障害) 視力障害(盲、弱視)、視野障害、色覚障害、色覚多様性、光覚障害、夜盲、眼瞼下垂、眼振、羞明、複視、点字、点字ブロック等、音響(音声)ガイド、ガイドヘルプ、盲導犬、ホームドア、触る絵本等、触覚的合図や支援具、音声入力と読み上げ (聴覚障害) 伝音性難聴、感音性難聴、補聴器、人工内耳、オージオメーター、聴性脳幹反応検査、耳音響放射検査、手話、要約筆記、字幕、自然言語としての手話、筆談、視覚的サイン、聴覚情報処理障害、リスニングエフオート (肢体不自由) 先天性と後天性、中枢神経系、末梢神経系、筋骨機能の問題、切断や形態の異常、周産期異常、進行性の疾患、事故、ICD、運動とプロセス技能の評価(AMPS)、徒手筋力テスト、補装具、車椅子、支援具、スイッチ等、QOL向上とADL発達のジレンマ、PT、OT (言語障害) 発声障害、構音障害、吃音、失語症、言語発達の障害、構音検査、ことばのテスト絵本、言語発達遅滞検査、吃音検査法、SLTA 標準失語症検査、AAC、ST、言語リハビリテーション

			<p>(ID:知的障害) 知能検査, 発達検査, 生活機能(適応行動)検査, 知的機能と生活機能, 学習支援, 生活支援, 特別支援学校, 特別支援学級, 通級指導教室, 放課後デイサービス, 就労支援A型/B型, 生活介護, 福祉就労, 特例子会社</p> <p>(ASD:自閉スペクトラム症) スペクトラム, 社会性/対人関係の困難, 常同的反復的行動, 感覚の偏り, 不安感, ADOS, ADI-R, M-CHAT, ABA, TEACCH, SCERTS, ESDM, DIR/Floortime, JASPER</p> <p>(ADHD:注意欠如多動症) 多動衝動性, 不注意, 自己肯定感, 薬物療法, ペアレントトレーニング</p> <p>(LD:学習障害) 全般的な知能には遅れがない, 読字障害, 書字障害, 算数障害, (推論の障害), 学習支援, デイジー</p> <p>(DCD:発達性協調運動症) 粗大運動, 微細運動, 目と手の協応, 姿勢制御/姿勢保持, 運動学習, 感覚統合, 極端な不器用, 感覚プロファイル, DCDQ</p> <p>(重度重複障害と医療的ケア) 肢体不自由と知的障害の複合, 重症心身障害, 大島の分類, 「この子らを世の光に」, 医療的ケア, 三号研修</p> <p>(その他の障害) チック症, トウレット症, 「HSP」, ゲーム障害, 出生前診断の問題, スペシャルオリンピックやパラリンピックの功罪, いわゆる「感動ポルノ」の問題</p>
【困難な状況における特別なニーズ】	同上	同上	<p>(難病) 指定難病, 院内学級, 長期の入院生活, ホスピス</p> <p>(精神疾患等) 鬱, 統合失調症, 境界性障害, 間病に係る心理的困難や生活の困難, オープンダイアローグ, リフレクティングプロセス</p> <p>(性的違和) 性別違和, LGBTQ/SOGIE, セックス/ジェンダー/セクシュアリティー, 性役割と性差別, 「家」制度や男性中心社会, 「フェミニズム」, 広義の性別違和を持つ方は人口の2~3パーセントいる可能性</p> <p>(外国とのつながり) 在日外国人, 在留外国人, 移民, 外国人技能実習生, 留学生, 帰国者, 残留孤児, 国際結婚, 言語/コミュニケーションの問題, 母語/文化/アイデンティティへの問題, 在留資格/入管法の問題</p> <p>(家庭の貧困や虐待) 絶対的貧困と相対的貧困, 貧困と学力の擬相関, 子ども食堂, 貧困家庭の文化環境, 身体的虐待/心理的虐待/性的虐待/ネグレクト, 虐待事案の増加, 「親の懲戒権」の問題, 親へ子育ての責任をすべて負わせる問題/親学等, 児童相談所のパンク状態, 「副業の奨励」の問題, 埼玉県での「虐待某条例案」が出てきた問題</p> <p>(災害や事故) 短期的な被害と長期的な被害, サイコロジカルファストエイド, トラウマへの支援, 環境の制限と発達への影響, 経済的社会的な支援制度, 支援者の被災, 被害者への誹謗中傷の問題</p> <p>(学校や会社等でのいじめ, 不当な処遇) 学校や会社等での不当な扱い, 上意下達, 上下関係, 「特別権力関係論」, 不適切な校則/就業規則等, ヘイトスピーチ等の被害, 不当な処遇に対する裁判等, ネット上の誹謗中傷の問題</p> <p>(不登校, 引きこもり, ニート) 「命の危険回避」としての「引き籠もり」, 多重迷走神経理論, 「アイデンティティ確立」圧力に抗する「アイデンティティ拡散」としてのニート, フリースクール, 学校制度/労働制度の多様化</p>

(ヤングケアラー)

「ヤングケアラー」と言われる子どもの実態

※本来大人がやるべき事を未成年の子どもが恒常に受け持っている状態であり、勉学やクラブ、交友に支障を来している時もある。

※すべてが「自身の置かれている位置と役割」を嫌がっているわけではない/一様ではない、支援の必要性と本人の思いとは別である。

(児童労働)

※児童労働についての公式統計はない(国の問題意識)。「高校生」の年齢で働いている子どもの問題も含める。十全な発達のための環境が阻害されている。

(就労)

同一労働同一賃金が実現されない状態、「副業の奨励」の問題点、男女の賃金格差、規制緩和による労働者派遣法の問題、人手不足と失業の同時存在、高学歴ワーキングプアの問題(心理職もそう)、「福祉就労」「特定子会社」の意味と課題

(社会的スティグマ)

職業差別の問題、いわゆる「裏渡世」での事実上の人身売買/不当な搾取の問題、社会的スティグマの下にある人たち同士での相互の攻撃が起こりがちな問題

(犯罪)

加害者、被害者、目撃者、身近な人が犯罪に巻き込まれた場合、証言する立場になった場合、違法行為を行った場合、誤認逮捕/えん罪の場合

(ギフテッド)

学校や会社/社会制度への不適応、その特別な能力をより伸ばす場や支援者、活躍の場が有る場合/ない場合、他者からの搾取や誹謗中傷に見舞われる場合

(認知症等)

介護認定基準の問題、自尊心や生きがいのある生活、他者との交流、「注文を間違える料理店」、ユマニチュード